



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項） (取扱課室名) ページ

○ 告示

810	指定障害福祉サービス事業者の廃止	(障害福祉課).....	1
811	指定障害福祉サービス事業者の指定の取消し	(").....	1
812	指定自立支援医療機関の指定	(").....	2
813	救急診療所の申出の撤回	(医務課).....	2
814	保安林の指定の解除	(森林整備課).....	2
815	〃	(").....	2
816	保安林の指定	(").....	3
817	道路の区域変更	(道路保全課).....	3
818	道路の供用開始	(").....	3
819	土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課).....	4
820	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(").....	4
821	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(").....	4

○ 選挙管理委員会告示

*73 平成22年和歌山県選挙管理委員会告示第69号（個人演説会等の公営施設の指定）の一部改正 5

○ 諸報

令和5年度行政書士試験の実施 (一般財団法人行政書士試験研究センター)..... 5

告 示

和歌山県告示第810号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和5年7月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011400532	プレス	海南市岡田21番地2F	居宅介護 重度訪問介護	株式会社エム・オー・エヌ	海南市岡田21番地2F	令和5.6.30

和歌山県告示第811号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第50条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者の指定を次のとおり取り消したので、同法第51条の規定に基づき公示する。

令和5年7月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	取消年月日
3011700 964	フローリスタ	紀の川市広野54番地の1	就労継続支援B型	有限会社マムフェローファーム	紀の川市広野54番地の1	令和 5.7.1

和歌山県告示第812号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和5年7月4日

和歌山県知事 岸本周平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
株式会社エスコート・ランナー	和歌山市園部1030-4	訪問看護ステーションつむぎ	令和 5.5.1

和歌山県告示第813号

次の診療所について、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の申出が撤回されたので、同令第2条第2項の規定により告示する。

令和5年7月4日

和歌山県知事 岸本周平

- 1 名称 辻整形外科
- 2 所在地 海南市築地1-50
- 3 失効日 令和5年6月30日

和歌山県告示第814号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和5年7月4日

和歌山県知事 岸本周平

- 1 解除に係る保安林の所在場所 日高郡印南町大字古井字荒場井1182の4、1182の6から1182の10まで、1182の12、1182の28から1182の30まで
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第815号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和5年7月4日

和歌山県知事 岸本周平

- 1 解除に係る保安林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町大字井関字屏風岩185の32、185の38、185の41、185の43、185の45、185の46
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第816号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年7月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 保安林の所在場所 田辺市面川字市山1344の7、1344の8
- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第817号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年7月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 柏御坊線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡日高町大字志賀字芋谷35 82番2地先から同町大字志賀字 五反田2479番1地先まで	旧	3.70 } 9.80	321.50	
同上	新	10.50 } 15.10	320.30	

和歌山県告示第818号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年7月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 道路の種類 県道
- 路線名 柏御坊線

供用開始の区間 日高郡日高町大字志賀字庵之芝2397番地先から同町大字志賀字五反田2479番1地先まで

供用開始の期日 令和5年7月4日

和歌山県告示第819号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項の規定により、平成22年3月19日付け和歌山県告示第268号で指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和5年7月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

2 土砂災害警戒区域の名称

白木谷（7-406-1-020）

3 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局串本建設部並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第820号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項及び第9条第9項の規定により、平成22年3月19日付け和歌山県告示第268号及び平成29年7月25日付け和歌山県告示第961号で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和5年7月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

太間川右支溪（7-406-1-006）、江住川右支溪（7-406-1-040）、右支溪（7-406-1-042）、周参見川左支溪（7-406-2-034）、周参見川左支溪（7-406-2-037）、小泊（2）（Ⅰ-1651）、周参見（8）（Ⅰ-1668）、大関地（Ⅰ-1669）、周参見（9）（Ⅰ-1670）、立野西・立野西（Ⅰ-1673）、立野東・立野東（Ⅰ-1674）、寺前（Ⅰ-1696）、周参見（12）（Ⅰ-4507）、江住（5）（Ⅰ-4516）、周参見（15）（Ⅰ-4520）、周参見（208）（Ⅱ-7086）、周参見（211）（Ⅱ-7089）、周参見（224）（Ⅱ-7109）、江住（210）（Ⅱ-7168）、周参見（226）（Ⅱ-7178）、周参見（227）（Ⅱ-7179）、太間川（316）（Ⅲ-4038）、周参見（311）（Ⅲ-4051）、周参見（403）（Ⅳ-7003）

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局串本建設部並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第821号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和5年7月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流及び急傾斜地の崩壊
- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称
太間川右支溪（7-406-1-006）、白木谷（7-406-1-020）、右支溪（7-406-1-042）、周参見川左支溪（7-406-2-034）、周参見川左支溪（7-406-2-037）、小泊（2）（I-1651）、周参見（8）（I-1668）、大関地（I-1669）、周参見（9）（I-1670）、立野西・立野西（I-1673）、立野東・立野東（I-1674）、寺前（I-1696）、周参見（12）（I-4507）、江住（5）（I-4516）、周参見（15）（I-4520）、周参見（208）（II-7086）、周参見（211）（II-7089）、周参見（224）（II-7109）、江住（210）（II-7168）、周参見（226）（II-7178）、周参見（227）（II-7179）、江住（104）（II-70412）、太間川（316）（III-4038）、周参見（311）（III-4051）、周参見（403）（IV-7003）
- 3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図書のとおり
- 4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項
次の図書のとおり
（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局串本建設部並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第73号

平成22年和歌山県選挙管理委員会告示第69号（個人演説会等の公営施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和5年7月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

表中

日高郡由良町大字神谷214番地 日高郡由良町大字吹井949番地の3	神谷老人憩の家 柳原コミュニティセンター	を
日高郡由良町大字神谷214番地	神谷老人憩の家	に

改める。

諸 報

公 告

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定による和歌山県知事の委任に係る令和5年度行政書士試験を次のとおり実施します。

令和5年7月4日

一般財団法人行政書士試験研究センター
理事長 多 賀 谷 一 照

- 1 試験期日 令和5年11月12日（日）午後1時から午後4時まで
- 2 試験場所 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛 和歌山市手平2-1-2
和歌山県勤労福祉会館（プラザホープ） 和歌山市北出島1-5-47
- 3 試験の科目及び方法
 - (1) 試験の科目
 - ア 行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数 46題）
憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、令和5年4月1日現在施行されている法令に関して出題します。
 - イ 行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数 14題）
政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解
 - (2) 試験の方法
 - ア 試験は、筆記試験によって行います。
 - イ 出題の形式は、（1）アの科目については択一式及び記述式、（1）イの科目については択一式とします。
なお、記述式は、40字程度で記述するものを出題します。
- 4 受験願書及び試験案内の配布方法
 - (1) 窓口配布
 - ア 配布期間 令和5年7月24日（月）から同年8月25日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - イ 配布場所 一般財団法人行政書士試験研究センター（午前9時から午後5時まで）
県庁市町村課、各振興局総務県民課（午前9時から午後5時45分まで）
和歌山県行政書士会（午前9時から午後5時まで）
 - (2) 郵送による配布
 - ア 請求期間 令和5年7月3日（月）から同年8月18日（金）（必着）まで
 - イ 請求方法 住所、氏名及び郵便番号記載の返信用封筒（角形2号：A4サイズの内紙が折らずに入る大きさ）に、郵便切手140円分を貼付し、次の宛先まで請求してください。
宛先 〒252-0299 日本郵便株式会社 相模原郵便局留
一般財団法人行政書士試験研究センター試験課
- 5 受験手続
 - (1) 郵送による受験申込み
 - ア 受付期間 令和5年7月24日（月）から同年8月25日（金）まで
 - イ 受付場所 一般財団法人行政書士試験研究センター試験課
受験願書及び試験案内が入っていた封筒を使用し、必ず簡易書留郵便で郵送してください。令和5年8月25日（金）の消印があるものまで受け付けます。
 - ウ 提出書類 受験願書（顔写真及び受付郵便局の日附印のある振替払込受付証明書の貼付があるもの）
 - (2) インターネットによる受験申込み
 - ア 受付期間 令和5年7月24日（月）午前9時から同年8月22日（火）午後5時まで
インターネットによる受験申込みは、令和5年8月22日（火）午後5時で終了します。同日午後5時までに入力を完了していないと、接続中（入力中）であっても申込みができなくなりますので御注意ください。
この期間におけるインターネットによる受験申込みは、24時間利用可能です。入力方法等手続の詳細については、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ

(<https://gyosei-shiken.or.jp>) にアクセスし、御確認ください。

イ 受験手数料の払込み

(ア) 受験手数料は、クレジットカード（申込者本人名義のものに限ります。）又はコンビニエンスストアで払い込んでください。

(イ) 利用できるクレジットカード

VISA、Master、JCB、アメリカン・エクスプレス、Diners

(ウ) 利用できるコンビニエンスストア

セブン-イレブン、ローソン、ローソン・スリーエフ、ファミリーマート、セイコーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、ニューヤマザキデイリーストア

(3) 受験手数料 10,400円

受験手数料の払込方法については、試験案内を御覧ください。

なお、払込みに要する費用は、受験申込者の負担となります。

また、一旦払い込まれた受験手数料は、地震、台風等の天災などの事由により、試験を実施しないこととした場合等以外は返還しません。

(4) 連絡先（問合せ先）

一般財団法人行政書士試験研究センター

郵便番号 102-0082

所在地 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館3階

電話番号 03 (3263) 7700

6 特例措置の実施

(1) 身体の機能に障害のある方等で、車椅子の使用、補聴器の使用、拡大鏡の持込みなど、受験に際して必要な措置を希望される方には、障害等の状況により希望される措置を行うことがあります。

なお、申出の時期、障害の内容等によっては希望に沿えない場合があります。

(2) 受験に際して必要な措置を希望される場合は、受験申込み（「郵送による受験申込み」又は「インターネットによる受験申込み」）をする前に、必ず一般財団法人行政書士試験研究センターまで御相談ください。

特例措置の手続については、試験案内を御覧ください。

7 合格発表の日時及び方法

(1) 合格発表の日時 令和6年1月31日（水）午前9時

(2) 合格発表の方法

一般財団法人行政書士試験研究センター事務所の掲示板及び和歌山県庁北別館2階本館連絡通路に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者には合否通知書を郵送します。また、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<https://gyosei-shiken.or.jp>）に合格者の受験番号を掲載（掲載開始時間は、合格発表日の午前中）します。